消セ第1272号

令和３年７月５日

大阪府教育庁私学課長　様

大阪府消費生活センター　所長

若者向け消費者教育・啓発事業の実施にかかる協力について（依頼）

　日頃から、消費者教育の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年6月に成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が成立し、令和4（2022）年4月に施行されるため、若年者への消費者教育がより一層重要なものとなっています。

当センターでは、社会経験の少ない若者の消費者被害を未然に防止するため、より多くの生徒に消費者問題に関心を持ってもらい、知識を身に付けてもらうよう消費者教育・啓発が必要であると考えております。特に在学中に成年となる生徒に対する実践的な消費者教育を推進するため、消費者教育教材を活用した授業の実施及び「消費者教育コーディネーター」や消費生活相談員などの実務経験者の学校教育現場での活用に重点的に取組むこととしています。

つきましては、消費生活センターにおいて、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」を活用した「消費者教育教材活用推進事業」を別紙のとおり実施するとともに、「消費者教育コーディネーター」を設置し、学校等での消費者教育をサポートしていますので、本事業の趣旨を御理解いただき、各学校への周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

|  |
| --- |
| 担　当　大阪府消費生活センター　事業グループ  　久川  大阪市住之江区南港北2-1-10  （ＡＴＣ・ＩＴＭ棟３Ｆ）  電　話　０６－６６１２－７５００  F A X　０６－６６１２－００９０  【申込み・問合せ先】  （公財）関西消費者協会  電　話　０６－６６１２－２３３０ |

（別紙）

若者向け消費者教育・啓発事業

〇消費者教育教材活用推進事業

(1)事業内容

　　大阪府内にある支援学校に、消費生活相談員などの実務経験者を講師として派遣し、消費者教育教材を活用した授業等を実施します。

　（趣旨）

　　平成30年2月に、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において決定された「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」では、実践的な消費者教育の取組の推進には、実務経験者（消費生活相談員、弁護士、金融経済教育の実務者等）の有する知識や経験を学校現場で活用することが効果的であるとされています。2022年4月の成年年齢引下げまでに、大阪府内全ての生徒が消費者教育を受けることができるよう支援します。

(2)支援内容

　 消費者教育の授業等に実務経験者を講師として派遣します。事業実施にあたっては、別途、内容確認させていただきます。（実施予定回数20回）

(3)実施時期　令和３年６月９日から令和４年１月３１日まで

(4)参考資料・消費者教育教材を使った講師派遣事業チラシ（別添１）

　 　　 ・消費者教育教材を使った講座内容の例（別添２）

(5)問合わせ・申込み

　（公財）関西消費者協会（事業委託先）

　 電話　　０６－６６１２－２３３０

　ＦＡＸ　０６－６６１２－００９０

　　　メール [staff@kanshokyo.jp](mailto:staff@kanshokyo.jp)

〇消費者教育コーディネーター

(1)消費者教育コーディネーターとは

　　 消費者教育コーディネーターは、消費者教育に関する専門的な知識を持ち、消費者教育を担う多様な関係機関や担い手をつなぐ役割を担っています。学校等における消費者教育をサポートします。

(2)参考資料・「『消費者教育コーディネーター』に相談してください」チラシ（別添３）

(3)問合わせ・申込み

　 大阪府消費生活センター

　 電話　　０６－６６１２－７５００

ＦＡＸ　０６－６６１２－００９０

　 メール  [shohiseikatsu-center@sbox.pref.osaka.lg.jp](file:///D:\KyukawaMana\AppData\Roaming\Microsoft\Word\%20shohiseikatsu-center@sbox.pref.osaka.lg.jp)

＜参考＞

〇学校等の教育現場に消費者教育の講師派遣を実施している団体一覧

大阪府内の消費者教育に携わる各団体が連携強化を図り、消費者教育をより推進するため、令和２年度に大阪府消費生活センター主催で「消費者教育推進のための意見交換会」を実施しました。以下の８団体においても、「契約」「法教育」「キャッシュレス」など様々なテーマで消費者教育講師派遣事業を実施していますので、参考にお知らせいたします。

詳細は各団体のホームページからご確認いただけます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 | ホームページURL |
| 大阪司法書士会 | https://www.osaka-shiho.or.jp/koukousei/ |
| 大阪府金融広報委員会 | https://www3.boj.or.jp/osaka/shiruporuto\_osaka/advisor/index.html |
| 大阪弁護士会 | https://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/haken/index.php |
| 近畿財務局 | http://kinki.mof.go.jp/212\_00002.html |
|  | http://kinki.mof.go.jp/332.html |
| （公財）生命保険文化センター | https://www.jili.or.jp/lecturer/ |
| （公財）全国消費生活相談員協会 | http://www.zenso.or.jp/lecturer.html |
| 日本証券業協会 | https://www.jsda.or.jp/gakusyu/jugyousien/challenge.html |
|  | https://www.jsda.or.jp/gakusyu/edu/gakusei/u\_demae.html |
| （公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 | https://nacs.or.jp/kyoiku/kyoiku\_gaiyo/koushi\_haken/ |